

平成 27 年基準 県鉱工業生産指数改定の概要

1 改定の趣旨

鉱工業生産指数は、ある地域の多様な生産活動を表す総合的な指数として、鉱工業の生産動向の把握はもとより、経済全体の動きをつかむためにも活用されている。

当指数は、業種、品目ごとにウェイトを設定し全体の指数を算定しているが、それらのウェイトを基準時に固定しているため、品目の価格や産業構造が年々変化してくると現実の産業構造と乖離してしまい、実態をゆがめて表現してしまうことがある。また、基準年当時には存在していない、あるいは、全体に及ぼす影響度が小さかったため、非採用としていた品目が、その後大きく成長した場合には、これらを含めて指数計算を行わなければ、最新の活動を十分に反映しているとはいえなくなることもある。

また、成長品目は量産効果等によって前基準時に比べ相対価格が低下し、過大に評価される傾向もある。

このため、適当な期間において基準時を更新する必要が生じてくる。

今まで、国や都道府県が公表する各種指数については、統計委員会の答申により、西暦年の末尾が 0 又は 5 の年を基準時として、5 年ごとに基準改定が行われてきた。

今回、本県においても上記の答申にそって基準時を平成 22 年(2010 年)から平成 27 年(2015 年)に基準改定を行い、採用品目、業種及び品目のウェイトの見直しを行うものである。

2 改定の主な内容

(1) 採用品目の見直し(資料 1)

- ・新基準時である平成 27 年の生産額(生産動態統計)により選定した結果、5 品目を廃止し、24 品目を新たに採用したものの。

平成 22 年基準採用品目数 152 品目

+新規採用品目：小型乗用車，アルカリ蓄電池など 24 品目

-廃止品目：コンパクトディスク，食缶など 5 品目

平成 27 年基準採用品目数 171 品目

- ・参考系列として採用していた公益事業(電気，ガスの 2 品目)については公表結果活用のニーズがないことなどから廃止することし、「鉱業」については、本県においては生産量が少ないことから前回(平成 22 年基準)同様に採用しない。

(2) 業種・財分類及びウェイトの見直し(資料 2)

①業種分類の見直し

- ・「鉄鋼業」と「非鉄金属工業」を統合し、「鉄鋼・非鉄金属工業」を新設。
(「鉄鋼業」と「非鉄金属工業」の小分類は表示)

- ・「生産用・業務用機械工業」に「汎用機械工業」を加え、「汎用・生産用・業務用機械工業」に名称変更。
- ・「その他工業」に「家具・装備品製造業」の品目を追加。
- ・参考系列として表章していた、「公益事業」、「産業総合」、「電気機械工業(旧分類)」、「機械工業」、「一般機械工業(旧分類)」、「精密機械工業(旧分類)」を廃止。
- ・財別分類の生産財に「鋳工業用生産財」と「その他用生産財」の小分類を追加。

3 接続指数について

平成 25 年 1 月以降を対象に新基準による系列を作成する。(資料 3)

平成 20 年 1 月から平成 24 年 12 月までは新基準と接続するための係数を作成し、平成 22 年基準指数に乗じて過去時系列を作成する。(資料 4)